

広報さがみはら及び市ホームページ等広告掲載基準

- 1 この基準は、広報さがみはら広告掲載取扱要綱(平成20年10月1日施行)第2条及び相模原市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成17年3月1日施行)第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

- 2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) ギャンブルにかかるもの
 - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続中の業者
 - (8) 市区町村民税を滞納している者

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
 - (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (7) 社会的に適切でないもの
 - (8) 国内世論が大きく分かれているもの

附 則

この基準は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。